

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月29日（令和5年（行情）諮問第866号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行情）答申第646号）

事件名：特定諮問における理由説明書の特定記載の根拠が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその一部を不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月26日付け東労発総開第4-297号により東京労働局長（以下「東京労働局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

理由説明書（令和4年（行情）諮問第613号）の3理由（2）本件対象文書に係る背景事情の中の「会話の所々で、事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ」といった脅迫的な発言が確認された」とあるが、この根拠を示した書類の開示を請求したが、不開示となった。

事業主Bは、担当職員Aと話をしたことも電話をかけたこともなく、担当職員Aが嘘をついていることは明らかであり、また、この虚偽により、事業主Bの名誉が著しく毀損されている。

不開示とした理由に特定個人を識別できる情報に該当するとあるが、事業主Bの代理人として審査請求人は業務をしており、事業主Bが誰であるのかを審査請求人は承知しているので、この理由はない。

また、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報に該当するとあるが、これについても不開示とする理由は

ない。

なお、審査請求人（特定区在住）に対して「うちの女房も言っていたけど、特定区って変なやつが多いんだよ」との発言や（後日、Aの上司である課長補佐から謝罪あり）、また、「あんたの日本語のイントネーションがおかしいので、よく分からない。ちゃんとした日本語で話してくれ」との発言も確認されている。このように担当職員Aの方が侮辱的発言をしている。

## （2）意見書

当該事件の根本は「事業主BからA氏（東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金担当令和3年12月31日在籍）への脅迫的な発言」が事実か否かである。

諮問庁である厚生労働省がこれを事実としている根拠を「事業主からAへの脅迫的な発言が確認されている」記録のフォルダの存在としているが、事実を捻じ曲げた記録を作成し当日及び後日フォルダに保存することはいくらかでも可能であり、「脅迫的な発言」の存在を確認するのであれば、録音等の記録で確認すべきである。また、録音記録がないのであれば、事業主からの着信番号も記録はないと推察するが、そのような客観的な主張ができない記録であれば、「脅迫的な発言」があったとの事実を認める記録としては、全く意味をもたない。

存在する記録はAが後日、虚偽の文書を作成しフォルダに保存と考えている。その理由は下記のとおりである。

### ア 不可解な回答変更経緯

別件でAの氏名が記載された文書を請求したが、非開示とされ、その理由を「東京労働局が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあることから、不開示とした。」であり、この時点では、脅迫的な発言は一切ふれていなかった。その後、係長以上は氏名が公表されており、一担当者に過ぎないAの氏名を開示しても問題はないと指摘すると「脅迫的な発言」を理由として不開示とされた。

不開示理由を当初は「脅迫的な発言」はせず、途中から論点をすり替えた経緯から後日、文書を作成しフォルダに保存したと考えている。

#### Aの氏名開示請求

→ 偽計等に使用されるおそれがあることから、不開示とした。

→ 係長以上は氏名が公表されており、一担当者に過ぎないAの氏名を開示しても問題はないと指摘

→ 「脅迫的な発言」を理由として不開示

### イ Aの人物像

審査請求人とAのやりとりの中で、Aが、審査請求人（特定区在住）

に対して「うちの女房も言っていたけど、特定区って変なヤツが多いんだよ」と審査請求人に発言し、それを咎めると、自分は言っていないと発言を認めなかったが、上司の課長補佐（C氏）に事情を問われると、発言の事実を認めた。また、外国人（事業主とは別人物）に対して「あんたの日本語のイントネーションがおかしいので、よく分からない。ちゃんとした日本語で話してくれ」とのAの発言も確認されている。

このように平気で嘘をつき、上司に問われる等の都合が悪くなると容易に発言を変えるような言動や、A所属部署から厚生労働省労働条件政策課への質疑応答について審査請求人へ虚偽回答をするなど、このような人物であれば、後日、文書を作成しフォルダ内に保存したことは十分に考えられる。

なお、C氏から審査請求人へのAの発言について謝罪はあったが、Aからの謝罪はない。

#### ウ 事業主の応答について

事業主BはAと話したことはなく、電話をしたこともない。そもそも担当部署がどこであるのかも承知していない。また、事業主Bは外国人であり、日本語が堪能ではなく、Aと申請内容についての話をすることはありえない。このようにAへ脅迫的な発言をしたとすることは、虚偽のストーリーで事実無根である。事実が存在しないので、当該証拠を事業主Bが提出することはできないが、Aが作成した記録が虚偽でない結論づけるのであれば、「録音」「事業主からの電話番号着信記録」による客観的な事実を元に結論を下すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年11月27日付け（同月30日受付）で、東京労働局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「理由説明書（令和4年（行情）諮問第613号）の3理由（2）本件対象文書に係る背景事情のなかの「会話の所々で事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ。」といった脅迫的な発言が確認された。」とあるが、この根拠を示した書類」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、令和4年12月26日付け東労発総開第4-297号により、法8条の規定により本件開示請求を拒否することとして、不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月27日付け（令和5年1月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、対象文書を特定した上で一部を開示し、その余の部分については、法5条1号、2号、6号柱書きのいずれかに該当することから、不開示とすることが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 法8条の適用について

ア 処分庁は、開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、事業主Bから担当職員Aに対しての脅迫的な発言を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の効果を生じさせ、本件存否情報は、法5条1号及び2号イに該当するとして、法8条の規定に基づき、開示請求に係る行政文書（本件対象文書）の存否を明らかにせず、原処分を行った。

イ しかし、諮問庁は、令和4年（行情）諮問第613号の理由説明書の3理由（2）本件対象行政文書に係る背景事情において、「会話の所々で事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ。」といった脅迫的な発言が確認された。」と記載しているところ、理由説明書（令和4年（行情）諮問第613号）は、当該諮問の審査請求人に既に通知されていることから、処分庁が法8条を根拠として行った原処分は適当ではないものと考えられる。

#### (2) 本件対象文書の特定について

ア 本件開示請求は、審査請求人が事業主Bの事務代理人として、令和3年特定月日付けで働き方改革推進支援助成金の交付申請（以下「本件申請」という。）を行ったことに関するものであるから、処分庁は令和3年度の働き方改革推進支援助成金に関する行政文書の探索を行ったところ、「労働時間等設定改善援助事業関係（働き方改革推進支援助成金）綴（2021年度）」のフォルダ内に本件申請の交付決定に係る行政文書が認められた。

イ 当該行政文書には、審査の過程で行われた電話等の処理経過を記録した「処理台帳」が全12頁あり、そのうち「R3.12.15」の記録に上記（1）イにある事業主Bの発言が記載されていることを確認した。なお、「処理台帳」5頁ないし7頁以外に該当発言が記載された行政文書は認められなかったため「処理台帳」5頁ないし7頁（以下、第3において「特定処理台帳」という。）を本件対象文書として特定することが妥当である。なお、「特定処理台帳」は、「日付」欄、「処理方法」欄、「処理経過」欄、「担当者」欄から構成されている。

#### (3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

「特定処理台帳」に記載された事業主Bの脅迫的な発言に係る部分

以外の特定月日の電話の内容が記載された箇所については、個人の氏名のほか、事業主Bと担当職員Aとの会話の中で、事業主Bの内心に関する発言が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることで個人の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当するから、法5条1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、「特定処理台帳」には、担当職員Aの氏名が含まれている。公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。「以下「申合せ」という。）に、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、「特段の支障の生じるおそれがある場合」を除き、法5条1号イに該当するものとして、公にするものとされている。また、「特段の支障の生ずるおそれがある場合」とは、①氏名を公にすることにより、法5条2号ないし6号に掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び②個人の権利利益を害することとなるような場合としている。本件において、担当職員Aの氏名を公にすれば、事業主B及び審査請求人が担当職員Aの氏名を知ることになり、上記（1）イのとおり事業主Bから担当職員Aに対しての脅迫的な発言が確認されていることを踏まえると、②「特段の支障の生じるおそれがある」場合に該当すると解することが相当であり、法5条1号ただし書イに掲げる「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条2号イの該当性について

「特定処理台帳」には、事業主Bが代表である法人（以下「当該法人」という。）の営業に関する情報や、当該法人が導入を検討している機器に関する情報が記載されているため、公にすることにより、競合他社等が当該情報を知ることになれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。

また、当該法人と関係のある特定の法人名や社会保険労務士の氏名が記載されており、公にすることにより、事業主Bとの間に取引関係があることを示唆することとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法5条6号柱書きの該当性について

「特定処理台帳」には、処分庁が助成金の交付決定の審査を行う際

の着眼点となる事項が具体的に記載されており，これを公にすると，助成金を不正に受給しようとする一部の者が申請書類や確認書類の改ざん，隠蔽を図る等，適正な交付決定の実施を妨げる手段を講じ，助成金を不正に受給するおそれがあり，国の機関が行う事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあり，ひいては，助成金支給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また，担当職員Aの氏名は，上記アのとおり，事業主Bの担当職員Aに対する脅迫的な発言が確認され，危害を加えられるおそれがあり，処分庁における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，不開示とすることが妥当である。

#### (4) 開示する部分について

「特定処理台帳」のうち，「会話の所々で事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ。」といった脅迫的な発言を記載した部分及び「日付」欄及び「処理方法」欄は法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから，開示することが妥当である。

#### (5) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「事業主Bは，担当職員Aと話したことも電話をかけたこともなく嘘をついていることは明らかであり，事業主の名誉が著しく毀損されている。」また，「事業主Bが誰であるのかを審査請求人は承知している」と主張し原処分の取消しを求めるが，開示請求制度は，何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり，個別的事情を問うものではなく，本件対象文書の不開示情報該当性については，上記(3)アないしウで示したとおりであるため，審査請求人の主張は認められない。

## 4 結論

よって，本件審査請求については，上記3(2)のとおり本件対象文書を特定した上で，上記3(4)で開示するとした部分を除き，法5条1号，2号及び6号柱書きに基づき，不開示とすることが妥当である。

### 【参考：別紙】

「厚生労働省発基1101第16号」により諮問した際の添付書類（理由説明書）から抜粋

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は，開示請求者として，令和4年1月24日付け（同月26日受付）で，東京労働局長（以下「処分庁」という。）に対して，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき，「審査請求人が事務代理者として行った令和3年特定月日付働き方改革推進支援助成金交付申請

にかかると関係書類のうち、東京労働局特定部特定課特定業務担当特定個人の氏名が分かる書類」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、令和4年2月25日付け東労発総開第3-256号により開示決定等の期限の延長を行った上で、同年3月25日付け東労発総開第3-256号により、一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月8日付け（同月12日受付）で本件審査請求を提起したものである。

### 3 理由

- (1) 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は「審査請求人が事務代理者として行った令和3年特定月日付働き方改革推進支援助成金交付申請にかかる関係書類のうち、東京労働局特定部特定課特定業務担当特定個人の氏名が分かる書類」であり、処分庁は、該当する「働き方改革推進支援助成金交付申請審査結果票」を本件対象文書として特定した。

- (2) 本件対象文書に係る背景事情

審査請求人は、事業主Bの事務代理者として、令和3年特定月日付けで働き方改革推進支援助成金交付申請（以下「本件交付申請」という。）を行ったところ、東京労働局特定部特定課特定業務担当職員A（以下「担当職員A」という。）が、本件交付申請の担当者となった。その後、本件交付申請の作業（審査等）を進めていたが、事業主Bから担当職員A宛てに電話で審査内容について問い合わせがあり、担当職員Aから本件申請において導入予定の機器の一部が助成対象外となる理由を説明し、本件申請において導入予定の機器の詳細や現場の作業状況といった審査に必要な情報を確認していたところ、会話の所々で事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ。」といった脅迫的な発言が確認された。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年9月29日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月19日  | 審議            |
| ④ | 同年11月15日  | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和6年1月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月24日     | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の保有の有無を明らかにしないで不開示とする存否応答拒否（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は諮問に当たって、本件対象文書の存在を明らかにした上で、本件対象文書のうち別表の注2に記載する部分を開示するが、その余の別表の1欄及び2欄に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）は法5条1号、2号及び6号柱書きに該当するとして不開示を維持すべきとしている。

- (2) なお、諮問庁は、処理台帳の5頁ないし7頁全体が本件対象文書である旨説明するが、当審査会において確認したところ、審査請求人が開示を求める特定日の「事業主Bと担当職員Aとのやりとりの記録部分」は、具体的には、処理台帳の5頁15行目ないし7頁5行目であることが認められるので、当該部分を本件対象文書とすることが適当である。

以下、これを前提として、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 通番1、通番3、通番5、通番6及び通番7について

諮問庁は、当該部分は法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である旨説明（上記第3の3（3））する。

ア 当該部分には、全体にわたって東京労働局の担当職員Aと、電話をかけてきた事業主Bとのやり取りの内容が具体的に記載されていることが認められ、事業主Bが事務を委任している社会保険労務士の氏名も記載されていることが認められる。

- (ア) 通番1のうち15行目5文字目ないし7文字目には、東京労働局に電話をかけてきた事業主Bの氏名が記載されており、当該部分は法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該部分は同号ただし書イないしハに該当すると判断すべき事情は認められず、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番1のうち5頁20行目13文字目ないし17文字目、通番3のうち6頁5行目20文字目ないし24文字目及び13行目1文字目ないし5文字目には、事業主Bから委任を受けた社会保険労務士である審査請求人の氏名が記載されている。

当該部分を公にすると、事業主Bとの間に取引関係があることを示唆することとなり、事業主Bを代表とする法人又は社会保険労務士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると

の諮問庁の説明（上記第3の3（3）イ）は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）上記（ア）及び（イ）並びに下記イを除くその余の部分には、上記アのとおり、担当職員Aと事業主Bとの具体的なやり取りの内容が記載されていることが認められ、当該部分を何人に対しても公にすることになれば、事業主Bの氏名を不開示にしたとしても、事業主Bと取引のある関係者等の一定範囲の者には、事業主Bの発言であることが推認され、その結果、事業主Bが代表を務める法人の社会的信用に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、諮問庁が説明する（上記第3の3（3）イ）ように、事業主Bが代表を務める法人が働き方改革推進支援助成金の交付を受けてどのような機器を導入しようとしているのかを、競合他社が把握することにもつながり得ることから、当該部分を公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番1の15行目（5文字目ないし7文字目を除く。）ないし17行目、22行目、35行目及び42行目並びに通番3の12行目は、担当職員Aと事業主Bとのやり取りについて、いわばその項目を示している内容にすぎず、個人に関する情報であるとは認められないから、法5条1号には該当しない。また、これを公にすることによって、事業主Bが代表を務める法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、諮問庁が説明する（上記第3の3（3）ウ）ように、当該部分を公にすることによって、助成金を不正に受給しようとする一部の者が申請書類や確認書類の改ざん、隠蔽を図る等、適正な交付決定の実施を妨げる手段を講じ、助成金を不正に受給するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## （2）通番2について

諮問庁は、通番2に記載されている担当職員Aの氏名について、法5条1号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが、申合せに規定されている「特段の支障の生

ずるおそれがある場合」に該当するので、同号ただし書イに掲げる「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないため、不開示とすることが妥当である旨説明（上記第3の3（3）ア）する。

本件の関連答申（令和5年度（行情）答申第431号）において、担当職員Aの氏名は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが、申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するので、当該部分は同号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、同号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断済みである。

本件について、令和5年度（行情）答申第431号と異なる判断をすべき、新たな事実が判明するなどの特段の事情は認められないので、通番2に記載されている担当職員Aの氏名は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### （3）通番4について

諮問庁は、当該部分は法5条1号及び2号イに該当し、不開示とすることが妥当である旨説明（上記第3の3（3））する。

ア 当該部分（下記イを除く。）は、上記（1）と同様の理由により法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番4のうち、枠内3列目31行目22文字目及び23文字目並びに32行目3文字目ないし13文字目は、事実が記載されているものと認められ、個人及び法人に関する情報ではないことから、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## 3 審査請求人のその他の主張について

（1）審査請求人は、本件対象文書は、担当職員Aによって事実がねじ曲げられた記録であること等を主張する。この点については、当該主張を裏付ける客観的な根拠が提示されていない。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認を求めさせたところ、本件のやり取りに係る録音テープや電話の着信記録等は存在しないとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情は認められない。

（2）審査請求人はその他種々主張するが、何人も開示請求を行うことができる法の開示請求権制度においては、本件対象文書のやり取りの内容が明らかにされることで、働き方改革推進支援助成金を申請した法人の権利利益が害されるなどのおそれを否定できないことから、上記2のとおり判断となる。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号及び2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその存否を明らかにした上で、その一部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 文書及び該当 頁		2 諮問序の説明する不開示維持部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法 5 条各号該 当性	通番	
処理 台帳	5	枠内 3 列目 1 5 行目ないし 4 3 行 目	1 号 2 号イ 6 号柱書き	1	枠内 3 列目 1 5 行目（5 文字 目ないし 7 文字目を除く。） ないし 1 7 行目， 2 2 行目， 3 5 行目， 4 2 行目
		枠内 4 列目	1 号 6 号柱書き	2	――
	6	枠内 3 列目 1 行目ない し 3 0 行目	1 号 2 号イ 6 号柱書き	3	枠内 3 列目 1 2 行目
		枠内 3 列目 3 1 行目 2 2 文字目ないし 3 2 行 目 1 3 文字 目	1 号 2 号イ	4	枠内 3 列目 3 1 行目 2 2 文字 目及び 2 3 文字目， 3 2 行目 3 文字目ないし 1 3 文字目
		枠内 3 列目 3 3 行目ないし 3 9 行 目	1 号 2 号イ 6 号柱書き	5	――
		枠内 3 列目 4 1 行目ないし 4 3 行 目	1 号 2 号イ 6 号柱書き	6	――
	7	枠内 3 列目 1 行目ない し 5 行目	1 号 2 号イ 6 号柱書き	7	――

- 1 諮問序の理由説明書を基に，当審査会事務局にて作成
- 2 諮問序は，諮問に当たって i) 5 頁の枠内 1 列目及び 2 列目， ii) 6 頁の  
枠内 3 列目 3 1 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目， 3 2 行目 1 4 文字目ないし  
最終文字及び 4 0 行目並びに枠内 4 列目， iii) 7 頁の枠内 1 列目及び 2 列目  
を開示すると説明しており，不開示維持部分はその余の不開示部分となる。

## 別紙 本件対象文書

令和4年（行情）諮問第613号の理由説明書3理由（2）本件対象文書に係る背景事情のなかの「会話の所々で事業主Bから担当職員Aに対して「このままですむと思うなよ。」といった脅迫的な発言が確認された。」とあるが、この根拠を示した書類。

なお、事業主は担当職員と話をしたことも電話をかけたこともない。